

恵庭市体育協会ジュニアスポーツ奨励賞表彰規程

(趣 旨)

第1条 恵庭市体育協会（以下「本会」という。）定款第5条第6項の規定に基づき、市内小中学生のスポーツの奨励と競技力向上の為、各種競技大会において優秀な成績を収めた個人又団体を表彰する。

(表彰の名称)

第2条 この表彰の名称は、恵庭市体育協会ジュニアスポーツ奨励賞（以下「この表彰」という。）とする。

(表彰の対象)

第3条 この表彰は、市内に住所を有する小中学生を対象とする。

(被表彰候補者の推薦)

第4条 被表彰候補者の推薦は、本会加盟団体が次の推薦書を作成し、本会々長に提出するものとする。

- (1) 個人推薦書 様式第1号
- (2) 団体推薦書 様式第2号

(被表彰者の審査及び決定)

第5条 被表彰者は、本会常任理事会において審査し、決定する。

2 被表彰者の審査基準は次のとおりとする。

- (1) 個人：北海道体育協会、北海道スポーツ少年団、北海道中学校体育連盟、全道を統括する競技団体の主催又は共催する競技大会において、3位以内又は同等成績と認められるもの。
- (2) 団体：同上大会で3位以内に入賞したもの。

3 被表彰者の審査にあたっては、予選会の有無及び大会参加者数を考慮するものとする。

(表 彰)

第6条 この表彰は、本会常任理事会が決定した者について原則として毎年3月本会会長が行う。

2 表彰は、表彰状並びに記念品を贈呈して行う。

(再受賞の制限)

第7条 この表彰は、個人において別表によりそれぞれの対象期ごとの受賞を1度限りとする。

附 則

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 2 0 年 1 0 月 7 日から施行する。

別 表

対 象 期	学 年
第 1 期	小学校 3 ～ 6 年
第 2 期	中学校 1 ～ 3 年